



## 中谷雄二 講演録

秘密保全法に反対する愛知の会・共同代表  
弁護士

2014年6月6日  
愛知大学車道校舎コンベンションホール



集团的自衛権行使容認に反対し  
秘密保護法とどう闘うか

秘密保全法に反対する愛知

# 目次

はじめに

## I 現在の情勢

1 秘密保護法制から集団的自衛権行使容認へ――安倍内閣の狙いと現段階――

2 安倍内閣の国家安全保障政策

国家安全保障戦略の策定(専守防衛から積極的平和主義)

防衛計画大綱―動的防衛力から総合起動防衛力構想

3 安倍内閣はどんな国をめざしているのか――自民党改憲草案

4 当面の目標を明記した国家安全基本法―どこまで来ているか

## II 集団的自衛権行使容認とはどのような問題か？

## III 秘密保護法は何をもたらすか

主権者国民への影響

社会の変質

職場の変質

## IV 憲法破壊・独裁国家化への戦略としてのマスコミ対策

V 状況を変え憲法破壊を阻止し、反国民的な政治を許さないために

付 レジューメ(2014年6月6日)

# 集団的自衛権行使容認に反対し

## 秘密保護法とどう闘うか

中谷雄二（弁護士）

はじめに

みなさん、こんばんは。

雨で足元が悪いので、今日は私はそんなに集まってもらえないかなとかなり弱気になっていたのですが、こんなに来ていただいて嬉しいです。

今も司会の方が言ったように、現在、安倍政権は集団的自衛権の行使容認それから秘密保護法を施行しようとうとうと準備を整えています。それを世論は認めないということを示すためにこの学習会と6月20日の集会・デモを企画しました。本当は、学習会であれば、私よりも専門の学者の先生方、先ほど挨拶された長峯先生だとか本先生だとかがいらっしやるのでその

ほう適任かもしれない。それなのに、あえて、私が今日の講師を引き受けたのは、この事態でわれわれがどのように国民として闘っていけばいいのか。この事について私の考えを申し上げたいという思いがあつて、あえて実務家である私が引き受けさせていただきました。その意味では学問的には不十分なところがあることはご承知おきください。

先ほど長峯先生にもふれていただきましたが、これまで多くの訴訟に私は関わってきました。湾岸戦争の戦費負担の違憲訴訟をやりました。これも実は裁判所で突然打ち切られて、突然結審されるといふ事態で十分な判断をいただけなかった。自衛隊をPKOに出す



ときも違憲訴訟をやった。なし崩しの憲法が崩されることは日本国憲法は許していかないのだという闘いをずっと担当してきました。もちろんイラクに自衛隊を派遣するのを差し止める訴訟もやりました。これも突然結審をされて、怒号のなかで一審裁判所は結審し、判決を下すというひどいことが行われてきた。そういうひどいことが行われる中で全国的な盛り上がり、そしてこの地方において多くの方々が立ち上がって、闘うことによってあの名古屋高裁の違憲判決を勝ち取りました。そして今、仙台高裁では情報保全隊訴訟、自衛隊が市民を監視していた、反自衛隊活動をやったと

して市民を監視していた国の責任を問う情報保全隊訴訟が闘われていきます。情報保全隊訴訟は一番でやはり勝ちました。これも画期的な成果でした。これらの成果は私たち国民が、政府がやっているこ

とに對して異議がある。憲法はそんなことを許してないことを法廷で正面から問題にし、国家機関である裁判所自身に違憲、違法だといって認めさせた成果です。その成果は長い闘いのなかで多くの負けを積み重ねながらでもあきらめずにずっと闘い続けてきた結果得られたものです。今も闘い続けています。私たちが闘い続けることは、実は政府に対して無力なように見えて無力ではない。そのことをぜひ申し上げたいと思っています。

## I 現在の情勢

### 1 秘密保護法制から集団的自衛権行使容認へ — 安倍内閣の狙いと現段階 —

集団的自衛権の問題から申し上げます。集団的自衛権の行使については、昨年の秘密保護法を成立させようという段階で政府はスケジュールをもっていました。そのスケジュールでは、今年の通常国会では安保法制懇の報告書を4月段階でだして、この通常国会中に閣議決定をしてしまう。集団的自衛権の行使を容認する

内容の閣議決定をするというスケジュールをもっていました。しかし安保法制懇の報告書の提出が遅れ、そして閣議決定については自民党内部からもっと早くしろという意見がでているようですけれども、伝えられるところではこの通常国会では無理だと。秋口にまでずれこむ可能性が高いのじゃないかという議論がされています。この力をつくったのは、まさに昨年の全国民的な秘密保護法反対運動がつくりあげた力です。安倍政権は、もともとは集団的自衛権行使容認の閣議決定をした後、今年の秋口にも国家安全保障基本法、つまり憲法九条を全く骨抜きにするような法律をつくろうとしていました。しかしこの法律は出せば、また秘密保護法の時と同じような大反対運動が国民の間起きるだろうと予想し、当面国家安全保障基本法をだすことは断念した。そのかわりに個別立法で対処しようという方針に切り替えました。このように我々の力は無力なようでいて、私たちが反対しても政権は自分たちの思惑どおり進めるように見えて、実際には政権の思惑を揺り動かしそれに影響を与えているということが良くわかります。私たち自身の闘いが政権の思惑を揺り動かす状況を生んできているわけです。

考えてみると、安倍政権は集団的自衛権行使容認をやるうとしていますが、それに世論が反発していることは各種世論調査でもわかるとおりです。ましてや解釈によって容認することは許されないというのは、今でも世論調査では過半数です。こういう状況のなかで、大きな国民の反対の声がでてくればそれを無視して、いまの政権がそのまま思い通りに進めることは困難だろうと思われまます。

そうすると、私たちが今やらなければならないことは何なのか。私は、国民はあなたたちがやるうとしていることを認めていませんよと言う声を全国津々浦々であげることだと思っています。様々な運動の仕方があろうけれど、今地方で闘うことが極めて大事だろうと考えているんです。力を最終的に国会前に集めて国会を取り囲む、これだけ多くの国民が反対しているのだということを見せることは非常に大事です。しかしこのことによって国会内情勢はただちには変わりません。その情勢を掘り崩すのは、一人ひとりの議員が選出されてくる選出母体である各地方において世論が変わりつつあることを見せることだと思っています。だからこそ地方における闘いが大事だし、この闘いが横

につながるものが大事だと思います。今年の4月5日（6日には、秘密保護法反対の全国ネットワークをつくりました。愛知で結成集会をやり、現在では59の団体が全国ネットワークに加入しています。今行動するときに、これらの団体は一緒になって行動する。私たちが一つの団体でやるよりもはるかに大きな力で、運動ができる状況をつくりあげました。この状況を生かそうではないかというのが私の考えです。いろんな団体があります。平和の問題にずっととりくんでこられた団体がある。これを

私は貴重だと思っています。そのことを無視する必要はないし、むしろがんばっていたいただきたい、思っています。ただこの事態において、秘密保護法に反対してきた我々が秘密保護法反対だけ言っている事態ではない、と考えます。



4000名の市民労働者が結集した12・6集会

集団的自衛権行使容認と秘密保護法というのは一体のものだからです。昨年の秘密保護法の審議の過程で、国家安全保障会議設置法と秘密保護法というのは一体だと政府は説明していました。国家安全保障会議というのはその中心に四大臣会合、総理大臣を議長とし、内閣官房長官と外務大臣と防衛大臣、この四大臣で日本の防衛や外交問題の重要事項を決めていこうという司令塔です。まさに戦争に関する司令塔をつくったわけです。その司令塔に入る情報を集める、そして出ていく情報を洩れないようにする。そのためには秘密保護法が必要だといって、国家安全保障会議と一体のものとしてつくりあげたのが秘密保護法です。

## 2 安倍内閣の国家安全保障政策

昨年11月段階で国家安全保障会議設置法が成立し国家安全保障会議・四大臣会合が出来上がりました。できあがってすぐにやったのが、PKOに参加していた韓国軍に日本が弾薬を提供するということでした。そのあと国家安全保障会議の決定を経て、昨年12月17日に国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画

を閣議決定しました。まさに、この国の軍事問題(防衛力という言葉に読み替えているけれども)、軍事力に関してどのようなようにしていくのかという青写真を描き、こういう計画を立てるのだということとその国家安全保障会議で審議し閣議決定しました。そこで決められたことの概要だけ、まず申し上げておきます。

### 国家安全保障戦略の策定

(専守防衛から積極的平和主義へ)

いままでは日本の防衛戦略の基本は日本が攻められたときに守る・自衛するんだということ、この専守防衛という考え方が戦後ずっと防衛戦略の中核でした。国家安全保障戦略では、「積極的平和主義」という言葉を使い、日本が軍事力をもって世界に出て行って平和をつくりあげるんだという考えに変えました。国家安全保障戦略の一つ目の問題がこれです。「積極的平和主義」という概念そのものがオカシイ。平和学で使われている概念を剽窃したものです。平和学で使われる積極的平和主義は、構造的な暴力をなくすこと、恐怖や欠乏から免れるというまさに日本国憲法前文で書いてあること、貧困をなくすことであるとか恐怖や迫

害をこの世界からなくしていくこととか、格差をなくすこと。このことによって戦争の原因をなくしようと、こういう考え方が積極的平和主義とよばれるものです。戦争を生み出す原因を取り除くという意味で積極的平和主義とよばれています。この言葉を盗んで、軍事で平和をつくりだすのが積極的平和主義だ、と言いました。平和を軍事力でつくるという考え方は別に安倍首相が最初に言ったわけではありません。以前、湾岸戦争の頃、国連の事務総長をやっていたエジプトのガリさんは平和強制ということをいいたした。今までの国連のPKOというのは紛争当事国の間に割って入って紛争が激化しないように現状を維持するという役割を果たしてきました。しかし、これでは生ぬるいとして、国連が軍事力を使って世界に平和をつくりだすんだという理念を掲げました。そのことの結果、国連はいままでには紛争当事国の間では公平な中立的存在だとみられていたのに、国連自身が武力行使の一方に加担した結果、国連は公平中立な存在ではなくなり、武力行使の一方当事者になりました。平和をつくりだすどころか非常に深刻な対立や紛争を激化させるという事態を招きました。いったん掲げた軍事による平和

強制という理念をガリ事務総長は取り下げざるをえなくなりました。このように武力によって平和をつくりだすということは非常な困難をもたらし、国連そのものを変質させてしまうのだということが世界中の前に明らかになりました。こういうことを安倍首相は全く知らないのか、考えていないのか、私はわかりませんが、歴史に学んでいないということは明らかだと思います。

二つ目は武器輸出三原則の問題。日本の国是であった武器輸出三原則を緩和、撤廃し輸出管理原則（防衛装備品移転三原則）というふうに変え、武器を製造しそれを他国に輸出する国にしていこうという動きです。武器輸出三原則の撤廃と秘密保護法も極めて密接な関係があります。秘密保護法に関して財界は秘密保護法をつくって欲しいという要請をずっとしていました。政府にたいして要請した理由は、武器輸出三原則を撤廃し日本が武器を売れるようにしてほしい。そのためにはノウハウが外国に漏れないように秘密保護法制を徹底してほしいという要請をずっとしていたんです。秘密保護法制ができあがって次に出てきたのが武器輸出三原則の撤廃です。これをやる前提、背景には、日

本の三菱重工は、標準的なミサイルをヨーロッパに売るという約束をもうすでにしています。それを履行する必要からは秘密保護法制をつくる必要があるし武器輸出三原則の撤廃を急ぐ必要があった。こういうことが伝えられています。

政府がやっているさまざまな動きというのはこういう形で関連しているのです。積極的平和主義の名の下に日本が軍事力を海外にだし戦争していく国になるということになると、必然的に海外にいく自衛隊員は血を流すということになる。日本の国民が死ぬことになりました。血を流すということまで覚悟できるのかを問われているのです。武器輸出三原則を撤廃するということとは世界中に武器を売って人殺しを助けるということ、そのことによって儲ける国になる、「死の商人」国家になるということです。日本の戦後の産業構造は軍需産業に頼らない、先進国のなかではめずらしいと言われている産業構造でした。これは九条の影響なんです。九条を前提にし、武器輸出三原則をとってきたおかげで日本は武器を輸出することに頼らないかたちで産業を育成しようとしてきた。それが、戦後の日本の在り方でした。これを大きく変えてしまおうと

しているのです。一旦変えてしまうと、止めどもなくなるだろうと思います。軍需産業というのは極めてオイシイ仕事です。まず、武器は値切られませんか。政府に買わせるとき、これは言い値でほとんど買っています。F25の戦闘機を外国で買ってくるときは一機一〇億円、日本でライセンス生産して三菱重工がつくる

ときには一五〇億円で買っています。なぜこんなに高くなるのか、五〇億円も違うのかというと、日本国内でその戦闘機をつくる工場をたてるお金までその代金の中から払うからです。だからこれだけ違うんです。これは値切られることはないんです。しかも、世界中に紛争の種がなくならず、戦争がずっと続けばどんどんどんどん需要が増えるという仕事です。いったんはまり込むとこれに頼りきった産業構造の国家というのは、まさに戦争を絶えさせてはならないような国家になつてしまうということです。このような国家にする

のかどうかは今、問われています。その意味で九条を改正するという問題は日本の国のありかたそのものを大きく変えていくことにつながっていきます。

三つ目に国家安全保障戦略のなかで書いたのは、わが国と郷土を愛する心を養うという愛国心ということ

を強調しています。

### 防衛計画大綱―動的防衛力から総合起動防衛力構想

そして防衛計画大綱ということで、今後の防衛力へのどのような整備していくのかということでは、民主党政権の時代に専守防衛ではなく動的防衛力だと言ったのもっと進めて、今度は統合機動防衛力構想とよび、陸上自衛隊に「海兵隊的機能」をもたせる。水陸機動団というのをつくるという計画となっています。

海兵隊というのは殴り込み部隊とよばれています。敵国に殴り込みをする部隊を日本の陸上自衛隊に持つと言っている。これはもう防衛という概念とは全く違うものです。これを具体的に計画の中に組み込んでいきます。そしてミサイル発射等に対する対応能力の検討と書いてあります。これは敵基地攻撃能力、つまり攻撃される前にやっつけてしまえということなんです。そういう能力をもつことを計画しているわけです。

私たちが「戦争をする国」を作ろうとしていると批判している中身はこういふことなのです。攻められる前に先に攻めてしまえ、そして攻め込むために殴り込み部隊をつくらうという構想です。陸上自衛隊は隊員



導入させるF35ステルス戦闘機

を五千人増やすという構想です。十五万九千人にする。戦車は三〇〇輛。一体戦車をどこに使うのでしょうか。もともと日本の自衛隊が戦車をたくさん持ったのはソ連が北海道から攻めてくるという構想のもとに、つまり北海道で陸上戦をやるといっても三〇〇輛という莫大な車ですが、ソ連がなくなっても三〇〇輛という莫大な車両は維持されます。一体どこで使うつもりなのか。海上自衛隊は護衛艦を六隻増やし五四隻にする。航空機は二〇機増やし一七〇機にする。航空自衛隊は戦闘機を二〇機増やし二八〇機体制にする。ミサイル防衛と

いうことでイージス艦を二隻増やし、八隻にする。こういう防衛力を整備するための予算はどれだけかと言いますと、二〇一四年から二〇一八年この五年間に、総計二四兆六七〇〇億円です。この金額の大きさがどれだけかわかるでしょうか。あの東日本大震災の原発の廃

炉費用を除いた被害総額、私は一昨日政府のホームページを見たんですが、平成二三年六月二四日内閣府発表として掲載されているのは一六兆九〇〇〇億円。あの東日本大震災で生じた被害総額をはるかに上回る金額を計上しようとしている。一方で社会保障費は平成二五年度で一〇、六兆円、うち年金五三、五兆円、医療が三六兆円、介護・福祉費用が二、一兆円。介護・福祉費用をはるかに超える金額をこの防衛費に使うという考え方です。みなさん、いま日々の生活のなかで私たちは実感しています。医療は崩壊し、社会保障は崩壊し、労働基本権は骨抜きにされ、労働者の権利がどんどん奪われていっている。いま、職場のなかでは生活するのだからとだという思いの労働者がたくさんいる。そういう政治がやられている。そういうことについて野放しであるどころか、労働基準法で定めていた残業代だって支払わなくてもいいという制度を設けようとしている。一旦、民主党政権の時代に、有期雇用を何年か続ければ無期に転換する、正社員にするという法律をつくったのに、その期限がくるまえにその制度は打ち切りにするという法案を提出している。安倍自公政権とはどういう政府でしょう。ここで

生きていくわれわれ一人ひとりの生活のことよりも、軍事のことにどんどんお金をつぎ込もうというのが明らかじゃあないですか。こういうことを私たちは本当に許すのか、どうかなんです。

抽象的にどこかが攻めてくる、攻めてくるという話を安倍首相らはするんです。私たち改憲に反対する、あるいは解釈改憲に反対する私たちに共通するのは、なんとか戦争にならないようにしよう。どうやったら戦争にならないかということを考えてつけてきている。憲法九条を破壊しようという議論は、戦闘行為が起きたらどうするんだ、攻められたらどうするんだという戦争が起きてしまった後のことばかり語るんです。それで国民を脅しているわけです。私たちが本当に求めなければいけないのは、戦争にならないようにすることではないでしょうか。

先日の日曜日に「日本をかえるマツリゴトday」というイベントが白川公園で開かれました。若い人たちがミュージシャンや映画監督と私も一緒のトークショーに出演しました。その時に、政府がやっていることについて判断するために軍事について知る必要があるとの意見がでた。たしかにそうです。軍事について何も

無知ではダメだろう。政府が行おうということの中身を知るためには軍事について知る必要がある。しかし、平和をつくるために軍事を使う、軍事で平和をつくるということを考えては失敗するということは、先ほど平和強制で失敗した国連の元事務総長・ガリさんのことを言いました。それ以前に、日本の戦前の政府がそれだったわけですよ。自分たちの生命線は満州にありと言って軍事で安全を確保しようとし、中国に侵略しそして生命線を広げ、そのなかですぐ、軍事で安全・平和をつくろうとしたがゆえに、足元の日本まで破滅するような事態に至ってしまいました。戦後この事態・敗戦を受けて、東京大学の総長だった南原繁は「ドイツの言葉に、平和をつくるためには戦争に備えなければならぬ」という言葉があった。しかしそれは間違いだと思ふ。平和をつくるために戦争に備えるのではない。平和をつくるためには平和にそなえなくてはならないのだ」。どうやって平和をつくるかを、私たちは考えぬかなければならないんだということを言いました。それは、戦争を軍事で防ごうとした結果が、結局悲惨な破滅をもたらしてしまったことを反省し、私たちは平和をどうつくったらいだろうか、このこと

をこそ私たちは考え抜かなければならないという反省です。私たちが学ばなければいかんのは、この歴史ではないでしょうか。軍事によって平和をつくろうとして失敗した歴史から学ばなければならぬのではないのでしょうか。戦争になったらどうするという仮想や仮定の事態を持ち出して、安倍政権は私たち国民を脅かしている。安倍政権のいうように、日本の国のあり方を大きく変えるのか、産業構造も含めて日本全体を大きく変えてしまうのか、こんなことを国民は許すのか、ということが私たちが今、問われていることです。

### 3 安倍内閣はどんな国をめざしているのか — 自民党改憲草案

それでは、いまだこまで来ているのかという話をしたいと思います。安倍政権がやろうとしていることの大きな青写真というのは、自民党の改憲草案にあります。自民党の改憲草案は、インターネットにも流れているし自民党の各県本部には解説書つきで置いてあります。見てない人はぜひ読んでいただきたいのですが、これを見ると自民党が日本をどんな国にしようとして

いるのかということがよくわかります。天皇を元首に戴き、国を守る気概を持つことを国民に要求して国土防衛義務を課す。経済活動による国の成長ということを国の目標として掲げることが前文に書いています。国旗・国家・元号については憲法の中に書き入れる。復古的な色彩だし、国民が主権者だということが後ろに退く内容になっている。特徴的なのは、第二章です。今の日本国憲法では戦争放棄という章です。これを戦争放棄という章をなくしてしまつて、安全保障という名の章にしてしまうのです。そして自衛隊を国防軍に変えてしまいます。その中では、個別的自衛権だけではなく集団的自衛権も行使できるということを憲法上明記する。秘密保全法制をつくるということが明記されています。そして軍法会議、審判所というふうに書いていますが、軍法会議の制度を設ける。

一方、軍事を国の憲法として正面から認める国になったらどうなるか。近代憲法は、フランス革命以来、国民が自分たちの人権を守る為に議会を通じて代表者を選び、自分たちの人権を保障しようとした。これが近代憲法です。ところがこの近代憲法には重大な留保があります。留保とは戦争の場合なのです。戦争になつ

たら近代国家のいずれでも基本的人権は停止されるのです。戒厳令がひかれれば人権は停止されます。人権は戦時を除くとされてきた。日本国憲法はそこを打ち破った。日本国憲法の先駆性はそこにあります。日本国憲法では、戦時において基本的人権は停止されません。平和は一人ひとりの人権だ、としました。人権の考え方そのものを根本的に転換したし、その意味では近代憲法がもっていた限界をのりこえる思想に立ちました。だからこそ先駆的だと言われています。今までの憲法をのりこえる大きな意味をもつ、今にいたるまで先駆的な憲法であり続けています。日本国憲法には前文に「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」という平和的生存権が書かれています。恐怖というのは自由を迫害されたり、あるいは命を奪われたり、政権によって弾圧されたりということがないようにしようということ。欠乏から免れるというのは貧困によって暮らしていけないような人たちをなくす、世界中からなくすということを規定しています。そのうえで「平和のうちに生きる権利」を全世界の人々に保障しなければならぬということを書いているのです。日本国憲法を読んでいただくと、いま議論されて

いることが先取りされて書かれています。個々人に平和的生存権という権利があると日本国憲法前文では書かれており、自衛隊イラク派兵差し止め訴訟の名古屋高裁違憲判決では平和的生存権は具体的権利だと認めさせました。こういう平和的生存権と共通する考え方を国連では、平和への権利と称して確認しようではないかという運動が、今、全世界で起きています。日本国憲法が先駆的だという意味がわかっていただきたでしょうか。まさに世界がいまから目指そうとしている方向にある。個々人に平和的生存権というものがあって裁判所もそれを認めつつあるのが日本国憲法の現状です。この憲法を投げ捨ててもう一回もとに戻しましょう。フランス革命時代の元の古い時代の憲法にもどそう、というのが「普通の国」と安倍首相たちが呼ぶものの正体です。

基本的人権については、日本国憲法では基本的人権を制約するのは「公共の福祉」だけでした。「公共の福祉」というのは他人の人権を侵害するようなことをしてはなりません、人権をそれぞれ尊重しあうことによつてみんなが幸せになるんだ。一人ひとりの人間の尊厳が最も大事な価値だから、それを守るためには基

本的人権が尊重されなければならない。大飯原発の差し止めの判決は、その根拠になつてゐる憲法25条をひいてですね、人格権、そして生命の権利こそが最も大事なのだということを言いました。人間の生きる権利や個人の尊厳からでてくる個人の人格権こそがもっとも大事だ、それを保障するために人権があるということと言つた。そういう考え方がそれが日本国憲法思想です。

これにたいして自民党の改憲草案は、「公共の福祉」という言葉を、今度は「公の秩序」や「公益」という言葉に置き換えます。似ているように見えますが全然違います。「公益」というのは、国防軍を持ち、攻められないために国民に国防の義務を課したときに国を守るための軍事的利益というのが「公益」の最大のものにあがつてくるでしょう。軍事的利益のためには、人権は制約されてもしかたがないという論理につながるでしょう。そして「公の秩序」というのは治安を維持するためには憲法の基本的人権が制約されてもしかたないという考えにつながります。安全や安心のためだから仕方ないでしょう、という論理につながってきます。本当にそうかということを考えなければ、私た

ちはその言葉にからめとられてしまう。自衛隊が軍隊という呼び方に変わるだけではない。この国のあり方が、軍事的な利益、軍事的目的が最大の価値になつて人権が後ろに退くし、当然のことながら戦争になつたら人権なんて制約されて当然ですよという考え方につながっていきます。日本国憲法の平和的生存権だとかあるいは個人の尊厳を最大の価値にした部分は骨抜きになつてしまふでしょう。

これを明確にしめしているのが、緊急事態の章です。戒厳令のようなものですね、いったん非常時が生じて緊急事態だと宣言したら、これは人権を政令で制約してもいいと自民党の改憲草案には書かれています。これは期限を定めていません。人権なんて後回しと考えていることが非常によくわかります。

そして自民党の憲法に対する考え方をよく示しているのが、憲法尊重擁護義務の部分です。現在の日本国憲法では憲法を尊重擁護する義務を負うのは、天皇・摂政はじめ総理大臣、国務大臣等公務員が入つています。国民は入っていません。国民は権利を保障される存在です。ところが自民党の改憲草案では、天皇・摂政は除いて、国民が憲法を尊重する義務を課せられる

ことになりません。憲法を守らなければならないのは国家権力ではなく国民であることになります。権力が憲法に縛られるのではなく、国民に憲法を守らせようと逆転するのです。

こんな国にしたいというのが自民党の狙いで、そういうことを自民党改憲草案に掲げました。掲げた改憲草案を簡単に実現することは難しい。国会のなかで衆参両院の議員の3分の2の賛成を得る必要がある。それで国会を通過して発議できたとしても、国民投票によって過半数の賛成を得なければなりません。このハードルはやはり高い。そこで、迂回戦略として実質的に中身を変えてしまおう、改憲したのと同じ効果を得ようとして二つの戦略をとっている。解釈改憲つまり憲法の解釈を変えることによって今までの憲法を骨抜きにしてしまおうとしている。もうひとつは立法改憲、法律をつくって憲法の中身を変えてしまおう。先ほど愛知県弁護士会の石川副会長が言われたように憲法は最高法規であって、それに反する法令は全部無効なんです。だから本来、法律をつくったから憲法が変わるなんてありえない。しかも一内閣の解釈でもって、憲法を変えるなんてあり得ない話です。しかし、安倍内閣は今

の国会内の多数を背景にして押し切ろうとしている。解釈という名で違憲の既成事実を積み重ねようとしている。そして違憲の法律をつくって、それを法的根拠あるものとして既成事実をどんどん積み重ねようとしています。

#### 4 当面の目標を明記した国家安全基本法―どこまで来ているか

その自民党の改憲草案を法律で、とくに九条の部分に法律でもって実現しようとしたのが、国家安全保障基本法というものです。この国家安全保障基本法は国連憲章に定められている自衛権の行使を認めることになっていきます。国連憲章では、個別的だけでなく集団的自衛権も含みますから、いま議論になっている集団的自衛権も法律によって認めることになります。そして「平和と安全確保のために秘密保護法制を整備する」と書いてあります。もうこれは昨年12月に制定されました。国民の安全保障協力義務ということも書いてあります。まさに国防の義務です。そして交戦権を肯定すると読めるような「国際の法規及び確立された国際

慣例に則り」というような文言が入っている。国連憲章上の安全保障措置への参加ということで、PKOや平和維持軍等に参加していく、その道を開くということ、を法律の中に書こうとしている。最後に、軍需産業を育成する、武器輸出入の自由化をするということ、を法律の中に書こうとしている。これが、国家安全保障基本法の骨格です。

先ほど私が言った九条を変えてつくろうとしている国を、法律によって実現しようとしていることはこれを見ていただくとおわかりだと思います。集団的自衛権については解釈で変えようと、この法律をつくる前に既成事実をつくらうという動きの途中です。レジュームの2ページ目に△印をつけておきました。秘密保護法制はもう制定されてしまったので●印にしました。安全保障協力義務は今の段階では出てきていないけれども、ただ教育基本法を改正し権力的に教育統制を行おうということで教育そのものを大きく変えようとしている。

そして安全保障措置、国連平和維持軍やPKO等に関しては今回の安保法制懇の報告書の中にこれらに関する自衛隊の武器の制限については緩和しようと、与

党間協議で検討しています。大きな歯止めであった戦闘地域という地域概念を外すということを言って、今までは後方支援で戦闘地域では支援しなかったものを戦闘地域でも支援するものへと変えようとしています。そういう意味で△印にしています。軍需産業の育成、武器輸出入の自由化は●印です。もうすでに政府はこの方向に舵を切りました。こう見てくると政府は国家安全保障基本法をつくる前に既成事実をどんどん積み重ねてきています。

## II 集団的自衛権行使容認とはどのような問題か？

集団的自衛権行使容認の問題について、お話しします。細かい解釈論をするつもりはないのです。大きなところで一度考えてみましょうということでお話したいのです。集団的自衛権の行使容認ということの意味はどういうことか。日本国憲法が制定される前に国連憲章ができました。国連憲章の中では原則、武力の行使は違法だ、日本国憲法と同じように戦争することは違法だと書かれています。国連憲章で武力を行使してい

場合というのは例外的にあります。それは自分の国が攻められた場合に守るための個別的自衛権の行使、それから自分の国と加盟国が攻められた場合に国連が適切な措置を取るまでの間、その加盟国と一緒に防衛するという集団的自衛権を行使する場合です。いずれにしても国連が適切な措置をとるまでの間ということで時間的限定があります。あとは国連自身が国連軍を組織して軍事力を行使する場合です。これだけが国連憲章上許される事力の行使です。国連憲章ができたのは1945年の7月でした。このあと、8月に日本にたいする原爆投下があります。それが起きてから日本国憲法がつけられたのです。国連憲章のなかで最後まで抜けきれなかった軍事力による平和という考えを変えなければならぬと考えたのは、人類が初めて体験した被曝体験です。軍事によって平和はつくれない。軍事は人類にどんな悲惨な事態をもたらすかわからない。被曝体験をした人類が、もう完全に軍事とは手を切らなければならぬ、武力とは手を切らなければならぬと考えて、日本国憲法では完全な非武装、武力行使はしないという完全な戦争放棄の立場に立たせたと理解されています。人類が体験した悲惨な事実が、

国連憲章と日本国憲法の違いを生んでいるのです。

安倍首相たちがやるうとしてしていること、つまり集団的自衛権の行使を憲法九条で認められるとしてみようと、国連で認めている武力の行使（個別自衛権や集団的自衛権の行使を認めています）との違いがなくなりました。憲法学界では、日本国憲法は個別的自衛権の行使も認めていないという意見が多数だったのです。素直に読めばそうです。元の内閣法制局長官の阪田さんも文理解釈からすれば個別的自衛権も含めて認めていないとみるのが当たり前でしょうと言っている。しかしどう考えても国が攻められたときに国民の命を守るために個別的自衛権を認めざるをえないから、どうやってそれを認めさせようかといって解釈を考え抜いたということを、彼は語っている。まさにぎりぎりの場面で、例外的に個別自衛権だけは憲法九条でも認められるよと政府は解釈しようとしてきたのです。これが戦後の歴史なわけです。九条では個別自衛権は認められなくても、集団的自衛権は認めないというのが政府解釈だった。国連憲章では個別自衛権も集団的自衛権も認めていました。九条の解釈で集団的自衛権を認めませんでしたら、国連憲章との違いは全くなりません。原

則違法だが認められるものとして個別自衛権も集団的自衛権もあるとしたら、九条を設けている意味はどこにあるのですか。

日本国憲法がつけられた意味から考えると、今やろうとしている解釈改憲なるものは、日本国憲法がもっている独自の意味をなしにする。憲法九条が無くなったのと同じ状態をつくろうとしていることです。私たちが今考えなければならぬのは、この問題です。

最初に私が問題提起したように、軍事によって世界の平和をつくるという考えに私たち、日本国民は立っていますか。その覚悟はあるのですか。私たちはそうではない道をずっと選んできて、平和をつくろうと努力してきたのではないのでしょうか。このことが他国からの信頼を生んできたのではないのでしょうか。この道を捨てるのでしょうか。

根本的な意味を考えないで、あれこれの事例をあげる。それもごまかしやウソばかりです。秘密保護法の時から、今の政府の説明というのは嘘と秘密ばかり、ごまかしばかりですよ。政府は国民をどういう風に騙そうかとか考えていない。一例を挙げると、安倍首相が安保健法制懇の報告書が出てきた時に記者会見で言

いました。アメリカ軍が朝鮮半島で有事が起きた時に日本の国民を輸送艦に乗せてつれて帰ってくるときに、集団的自衛権を行使できなければ、日本人を載せたその輸送艦を守れない。それでいいのですかといった。私はこれを聞いて頭にきました、何を考えているんだこいつは、と思いましたが。邦人を輸送艦に乗せるような事態はまず起こりません。そして、アメリカ軍は自分の軍事的目的を達成することを優先しますから、日本の民間人を乗せてくれません。これがウソの第一です。

ウソの二つ目、そんなことが起きたら、私たちはやめてくれといわなきゃいけない。なぜかという攻撃目標になるのですよ。戦争法規によって輸送艦も軍艦



ですから当然攻撃していい対象になる。こんなことが起きたら日本の民間人は攻撃に晒されるから辞めてくれといわなきゃいけない。湾岸戦争のときに日本人が帰れない。当時の政府は自衛隊のC130輸送機を出して邦人保護だといって迎えにいかうとしたのです。

私たち国民は全国で反対運動を起こした。そんなことをしたら攻撃の対象になるから辞めてくれと。その代わりにお金を出し合って民間機をチャーターして迎えにいかうてもらったんです。ジャンボで迎えにいかうがはるかに沢山の人を乗せられたのです。実際にそうやって民間人を守った。そういう経験を私たちは積み重ねてきた。これを安倍首相たちが知らないはずがない。知っていてこのようなデマをいうんです。国民を騙すために、国民を危険に晒すような例をだして、そして感情的に「国民を救わなければいけない」というて国民を乗せようとしている。国民を熱狂させ、喝采を浴びて世論を動かそうとする、これが憲法を破壊し戦争をしたがる人たちの手法です。

もうひとつ腹が立ったのは「国民の命を守る義務がある」と安倍首相がいったことです。お前らだけにはいわれたくない。自衛隊のイラク派遣に反対し私たち

が地裁・高裁で差止訴訟、違憲の裁判をやっていたときに、イラクでボランティアをやっていた日本人の学生を含む3人が人質になりました。あの時に政府はなんとやったか、「自業自得だ」といったんじゃないですか。日本の勇気ある国民を、世界の人たちのために、イラクの子どもたちのために活動していた国民を見捨てて「自業自得だ」「自己責任だ」とバッシングを煽り立てて、あるうことか帰ってくるよきの飛行機代まで請求しているのです。何が「日本人を救う」ためだ、何が「政府として救う必要がある」というのだ、ウソを言うな、です。この対極にあるのがアルジェリア事件です。アルジェリアの人質事件の時には、まさに「国葬」という待遇で政府専用機を出した。日本の企業の戦士として海外に行つて経済活動に尽力しているから、その人たちは彼らにとって大事な日本人なのです。政府の方針に反する人間は大事な日本人ではないのです。その彼らに「日本の国民の命を守るために」などと言葉はいつてほしくない（拍手）。

大きく歴史をふり返ってみると、もともと憲法九条をどう読んでみたつて自衛権、個別自衛権なんて書いてないですよ。これを認めようとしたのはあの朝鮮戦

争のときからですよ。朝鮮戦争が勃発し、日本にいたアメリカ軍を朝鮮半島へ送り、日本に軍事的空白が生じた、その穴埋めにアメリカは日本に警察予備隊をつくらせた。そして保安隊に自衛隊をつくらせた。アメリカの都合でつくらせたのです。それからですよ、逆流現象が始まるのは。こういう歴史を見てくれば個別自衛権を認めなければならぬという解釈はどこから来たかという、アメリカの世界戦略が変わったということしかないのです。このようにアメリカの戦略によつて憲法の解釈を変えてきたことの結果が今回の安保法制懇の意見書なのです。安保法制懇の意見書を読んでみてください。「前にも解釈改憲したことがあるじゃないか」と書いてあるんです。「憲法制定直後にはあの吉田茂首相は自衛権の行使のためには武力は使えないといっていた、その後自衛隊ができてからは自衛権行使のためには武力は使えると変えたんだ」と。詭弁を弄してきたから、もう一回詭弁を弄してもいいでしょという論理です。こんな論理が通じますか。安保法制懇の意見書を読んでいただければ分かりますが、あの報告書は「安全保障の法的基盤の整備に関する報告書」です。法的基盤、つまり合憲だよというための

法的根拠を書いたものだと思っても思わないですか。ところが、憲法の解釈論は確かに一応書いてある。しかし憲法学界の中でも極めて少数ではないかと思われる独自説、簡単に言ってしまうとあの安保法制懇に一人だけ加わっていた西修という人の学説、このことが書いてあるだけです。憲法学界の中にある、様々な学説やこれまでの政府解釈ではなく、憲法の解釈としてこの解釈が正しいという議論は何もされていない。この人の学説を展開しているだけ、なんです。これどうして合憲を根拠づける報告書になっているのか全く分からない。そのうえにあの安倍首相の会見です。「安保法制懇で合憲だという結論を出していただいた」といったあとで、「しかし私は安保法制懇の一項の解釈は採るけれども二項の解釈は採用しない」と言つてのけた。安保法制懇で、一応少数であるけれどもある学説、この学説を採用しないといってしまった。二項については一体どう解釈しているのか未だにわからない。何を合憲の根拠にしているのか、全然分からないのが今の状態です。法律的な根拠について何も示していない。私たちが合憲性の法的根拠を何も示していないのではないかといったのはその意味です。驚くべき

ことにあの情緒的な事例だとか、こういう場合日本人の命を守らなきゃいかんとかというだけで、必要性だけを表に立てて合憲だ、と押し切ろうとしている。数の論理以外のなものでもない。

### Ⅲ 秘密保護法は何をもたらすか

今回出てきた集団的自衛権の行使容認にたいしてどう闘うのか、というところに入っていくかと思いません。実は、私はこのことを話したくて今日来たようなもので、そこを中心に話をさせていたきたいのです。先ほど、レジメの4ページのところで集団的自衛権と秘密保護法との関係は述べました。

#### 主権者国民への影響

一言だけ言っておくと、秘密保護法はいろいろな知る権利を侵害する、その通りなのですが、しかし国民としてどんな影響があるかを考えてみる必要があると思います。大きな問題は何か。主権者国民としては主権者として判断する材料を与えられないということです。国の重要な情報は政府によって隠される。このこ

とが主権者国民にとっては最大の問題です。民主主義の前提条件である情報を隠すそれが秘密保護法です。

#### 社会の変質

二つ目は社会の変質です。社会の変質とはどういうことか、監視国家、秘密国家になるということです。密告国家にもなるとも思っています。戦前の軍機保護法、国防保安法の歴史、運用実態を見ると、自分の家庭内で会話したことでさえ逮捕されている。どうやってそのことが探知されたのか、それは盗聴以外のなにものでもないと思うのです。今政府は盗聴法を、可視化と引き換えに改正しようとしています。非常に幅広い盗聴をやるうとしています。日弁連も一部乗るんじゃないかと懸念されているぐらいで、危険なところにきています。相談しただけで犯罪にしてしまうという共謀罪を、諸外国にはやりませんよと日本政府は約束しています。そこにこの秘密保護法が加わるのです。その結果何が起ころかという、情報保全隊の訴訟が事実を表しているだろうと思います。情報保全隊訴訟を簡単に紹介しておきます。自衛隊をイラクに派兵しようとした時に、全国各地で反対運

動が起きました。私たちも集会をやりデモをやりました。あの反対の集会やデモに参加した人たちは監視されていきました。その人の名前、顔写真、集会での発言・何を発言したかが報告されていきました。反自衛隊活動をやったという人の中には、自衛隊の基地の近くに住んでいて、音がうるさいといって自衛隊に苦情の電話を入れた人も載っていました。このように監視の対象は別に反自衛隊活動をやったという人に限りません。沖縄県知事選の全ての候補の選挙事務所が監視されていきました。誰が出入りしたか、何月何日に何人出入りしたか、全部が監視の対象にされていたのです。原告側が元情報保全隊長に仙台の高裁で尋問したところ、「労働組合の春闘の街宣車は監視対象になりますか」と聞いたところ、彼は「ありえませす」と答えた。イラク戦争で犠牲になった悲惨な子どもの写真展はどうですか、「なりえませす」と答えた。ジャーナリストの取材はどうですか、「なりませせん」と最初答えた。＼そうかジャーナリストは救われるのか、今ある秘密保護法の例外規定のようなものですね、本当かなと思っ

て聞いて聞いてみました、自衛隊員個々人とか家族に聞くとかはどうですか、これに対して彼は「広報を通してさないものは取材ではありません」と言った。だから「ありえないと思えますが」と答えたのです。裁判長がビックリして「よくテレビでやっているように出てきた人にマイクを差し出して聞いたらどうですか」と質問しました。「ありえないと思えますが、もしそういうことでしたら監視対象になりえます」と答えました。ジャーナリストだって何だって監視対象にするんです。自分たちが認めた、広報を通したものを以外は現に監視対象にしているんです。「場所的限定はありませんか、基地の近くだとかありますか」の質問には「日本全国すべてです」と答えました、全部監視されているんです。現に出てきた資料のなかに日本全国全てが監視対象になっていました。愛知もそうでした。今まで自衛隊法では秘密を漏らしてはならないという規定はありました。自衛隊員が秘密を漏らしたらいけない、そのことを防止するために自衛隊の中に情報保全隊を作った。ところが情報を探ること、今の秘密保護法では特定取得行為と呼ばれる犯罪、このことについては該当する犯罪はなかったのです。情報を探ることについては正面から犯罪とする規定がなかったのに監視していた。監視していた理由は（高裁で国側が準備書面

主張してきた）、「自衛隊の基地を取り囲むデモ隊は自衛隊を襲撃するかもしれない」と。武器を持っていないデモ隊がどうやって襲撃するかという話です。もうひとつ主張してきたのが「反自衛隊活動をしている人間が自衛隊員に秘密を漏らせ、と働きかけるかもしれない。だから監視する必要がある」という理由です。調べることが犯罪になっていない自衛隊法しかない時代にすでに広く市民は監視されていました。今回、防衛秘密だけでなく、外交秘密も、それからテロ行為やスパイ行為と云って公安情報、治安情報についても秘密にした。そうすると監視の対象が広がるでしょう。反政府的な活動する人間はみんな監視対象、ここにいる人はみんな監視対象にされる。ましてや秘密保護法で特定取得行為が犯罪となり、秘密を探る行為自体を懲役二年という重罰が科せられるとなった時に、犯罪防止だといって監視対象にされるということは明らかではないですか。そうならどんな国家になるでしょう。監視国家、秘密国家なると、私が言うのはその意味です。その上に盗聴法や共謀罪がつけ加わった時にどれほど怖ろしい国に変わっていくのか想像していただきたい。

## 職場の変質

三つ目は職場が変質するだろうと思います。大きくこれで職場は変わります。おそらく適性評価の名の下に特定秘密を扱う人がどんな人間かを徹底的に調べ上げられる、というプライバシー侵害が起こります。家族、近親者それから友人まで入ります。その結果、職場の中で信用できる労働者と信用できない労働者と区分がされます。このことによって職場の中を分断し差別され、そのことによって劣等な処遇をされ続ける労働者とそうでない労働者が生まれてくることは、私は過去の思想差別事件、賃金差別事件を沢山やってきた経験から間違いないと断言できます。日本の社会は大きく変質します。職場から社会全体の雰囲気を変質し、主権者・国民として主権の行使する機会が奪われていく。

## IV 憲法破壊・独裁国家化への戦略としてのマスクミ対策

このような秘密保護法の制定や今やろうとしている集団的自衛権行使の容認に関しても彼らは巧妙にマス

コミを使っています。一番ハッキリしているのがあのNHKです。NHKの会長を自分のお友だちにすげ替え、経営者委員に訳のわからないことばかり言う人たちを据えて放言させています。その結果、NHKの中で本当に良心的な番組を作ろうという人たちにはなかなか発表の機会がない。

民放はどうか？ 様々な圧力がかかっている。昨年秘密保護法が成立した時には、民放の一斉の免許の更新時期でした。普通は五年間免許が与えられるのに、一旦睨まれると免許は一年になったことがあります。昔、民主党を応援したとしてテレビ朝日が（椿事件）これをやられました。放送局にとって、会社がつぶれるかどうかという大変なことです。そして昨年の参議院選挙の前には、自民党はTBSに対して一時期取材禁止にした。これも脅しです。一方で脅しをやりながらもう一方で社長たち、経営陣とは会食を重ねる。審議会の中にマスコミを取り込む。このようなマスコミシフトを敷いた上で、反対世論がマスコミに反映しないようにする。この地方で弁護士会としてマスコミと、秘密保護法の反対運動について懇談会をやりました。そのときにあるテレビ局が「うちのキー局の中央のテ

レビ局からは、秘密保護法については何も情報が流れてこない。だけどこの地方は非常に運動が盛り上がったからそれを取材に言って来いといわれて、取材し地方のニュースとして流すことができました」と言っていました。いくらシフトを敷いたって地方で取り上げざるを得ないほどの運動を作れば彼らは取り上げるのです。それを私たちが作り出そうというのが私の今日といったことです。

こういう今の状況、政権が好き勝手やりたい放題の状況をつくりだしてしまつた要因はなんだろうか。ひとつは社会主義圏が崩壊し冷戦構造がなくなったこととの効果が非常に大きかったと思います。社会主義という国や体制がいいかどうかの問題ではありません。競争する体制があつた時の論理、資本主義の論理はなんだつたかという点、資本主義が倒されなためにはある程度の妥協が必要だといって社会保障、労働者・労働者階級の不満をなだめることをしなければそのうち資本主義体制を変えようという勢力が強まるという理屈で「福祉国家」という政策が採られるようになりました。競争体制がなくなったとたんにやられてきたことは、それまで舐らせていたアメは不必要だと考え

たのでしよう。そんな無駄遣いはする必要はない。搾り取れるだけ搾り取れ！競争する体制はないのだからそうやって、どうせたいしたことはないと考えたのでしよう。そのために個人々人をバラバラにする戦略をとってきたのだらうと思います。ひとつは労働組合の横のつながりや力を奪ったことですよ。その結果、組織的に抵抗する基盤がなくなりました。そして個人々がバラバラにされたと思っています。

## V 状況を変え憲法破壊を阻止し、反国民的な政治を許さないために

私は私たち人間には、国家という約束事の世界の前に、社会という生活の場があるだろうと思っています。社会は人間が自然に生きていくなかでの人と人とのつながりです。地域社会であったり学校であったり職場であったり、そういうつながりです。これが個人情報保護法の過剰反応により（私はこれが狙いではないか半分思っています）、横のつながりがつくれないのではないですか。例えば集会で名簿を作ろうとしたら、

その個人情報はどこに使われるんだといわます。PTAで名簿をつくらうとしても今はつくれない。自治会でもつくれません。私は四日市の連合自治会によられて個人情報の問題を話をしてきました。命に関わる問題だつてつくれないという話を聞きました。そんな事態が生み出されている。いままであった隣と隣との関係、人と人との密接な関係を断ち切ったのです。これがいいのでしょうか。私はさつき揶揄するように「安心・安全の国家」というものを簡単に信用してはいけませんよ、という話しをした。よく犯罪を防止するには「割れ窓」理論だといって、あのニューヨーク市長が提唱した理論「割れた窓があったら放置しておく」と犯罪が拡がる、だからすぐに対処しなくてはいけない」といわれます。私の師匠は（私は刑法ゼミの出身ですが）「割れ窓理論は間違いだ。開いた窓がいいんだ」といった。彼の論文集には「かつての日本、共同体がきちんとしていた日本ではカギなんかかけなくても良かったではないか」と。そういう社会をつくりだすこと、共同体をつくりだすこと、そういう人間的連帯をつくりだすことこそが本当の意味での犯罪の防止になるのではないか、というのです。日本の犯罪率

が低かったのはそういう人間的なつながりがあったし、何かあった時にはそれを補完するようにつながりがあった。みんなが生きていけるような体制をつくるということ、一定だけれどやってきたんです。それが壊されたんです。あの構造改革によって壊され、そのうえに個人と個人につながりという社会を構成する一番大切なものも壊された。そのうえで現在の攻撃がかけられています。

私たちは抵抗する拠点なしにバラバラの状態で立ち向かっているわけです。私たちがいまやらなければいけないことは何か。はつきりしていませんが、私たちが、新たな横のつながり、連帯をつくりださなければならぬのです。かつてのような組織の指令に基づくものではない。私たちが秘密保護法反対運動のなかで作り上げ、実証したものはなんだったかという、自主的なたちあがりです。それぞれが自覚的にたちあがること、危険性を知った人間が一人ひとりできることを自分でやること。その結果をネットワークでつなぎながら、大きなうねりとしてつくりだすこと。これこそ、私たちが秘密保護法反対運動でやってきたことだし、あの政府を恐れさせ、政府の方針にも影響

を与ええた、そういう運動です。

今年6月12日に授賞式がありますが、日隅一雄情報流通促進賞という、日本社会の中に情報・流通を促進させた個人・団体を表彰する賞があるのですが、秘密保全法に反対する愛知の会が今年特別賞を受賞することになりました。(拍手)  
受賞理由は秘密保護法がでてくるはるか前から秘密保全法の危険性を指摘しそれにたいして運動を提起し、そして秘密保護法制定以降も全国



「秘密法に反対する全国ネットワーク」第1回全国交流集会在26団体160人の参加のもとに実現  
4月5-6日 名古屋(ウィルあいち)

に運動を横に広げネットワークを結成し反対しつづけていること、なんです。これが情報流通促進賞の特別賞として認められたのです。私は正しく評価していたのだと自負しています。これをつくりあげたのは、他でもない一人ひとりの会員がやっただけです。私はそこに一番誇りを抱いています。

私たちの会は本当にアバウト、おおざっぱです。細かい方針があるわけではない。今日も何時に何人集まるかなどきちんと決めない。おおざっぱだけれど、みんなが自覚してきてくれるからこうやって成功するんです。ここは愛大の先生方が一生懸命やってくれましたということがあります。自覚的、自主的、自然発生的な運動の強さというものを示していると思います。私は、4月5日〜6日の全国交流集会・全国ネットワーク結成集会のときにいいました。このネットワークというのはどこかの組織が指示し、その指示のもとに束ねることはしない。情報を共有しましょう。そして一緒に運動することによって大きな効果をあげるような運動をしましょう。最後に、私たちは、方向性は確認するけれども束ねはしません。これは、大方の了解を得、みなさんが賛同してくれています。第二回目の全

国ネットも集まれる人が集まればいいんじゃないか、というスタンスでやる。私はそれが大事だと思っています。何時の時期になにをやらねばならない。だからこの時期にこれをやらねばならない。これでやったら率直にいつて負けます。

私は、私たち国民の側にある力とは何かを、みなさんに考えてもらいたい。政府は、ある意味で、マスコミは握っているんです。今日も取材に来てくれている朝日や中日新聞は非常に良心的に書いてくれている。それでも大部分のマスコミ・マスメディアは政府のほうに影響力が強いですよ。私たちが政府にたいして勝っている部分はなんだと思いますか。過半数の国民が改憲に反対するように、一人ひとりが一人ひとり国民に伝えることです。第一次安倍内閣の改憲の策動がでてきたときから、私は私たちの側が最も強いのもそこだと思っています。対面して語って説得することによって、これ続けることによって私たちの運動は大きく広がるだろうと思っています。そのことを誰かに言われるのではなくて、私自身が危険だと思ったからやるのです。私自身がこれをやろうと思ったからやるんです。この運動は自分の心がくじけない限り、終わりません。

何時までもやります。

こういうことを積み重ねることによって大きな国民的な運動をつくりあげてきたのが、秘密保護法反対運動だった。そして、最大の成果は何だったか。私たちの運動が政府に影響を与えうる。私たちの運動が無力ではないことを国民が知ったことだと、私は思います。これを知った私たちが、国のかたちが変えられようとしているこの事態で黙っているのか。黙っていたらいけないでしょう。だから立ち上がって大きく横に手をつないで、いままでいろいろなしがらみがあつて一緒になれなかったところとも一緒にやればいいじゃありませんか。私は、なにも気にすることなく一緒にやるべきだと思っています。そういうことを追求するなかで運動は大きく変わるでしょう。そして、地方、地域から今の政府が進めようとしている政策の反国民性、国民一人ひとりにどんな影響があるのか、憲法が破壊されることによつてどんな国がつけられようとしているのかを自分の言葉で伝えること。家族に伝えていきますか、みなさん。子どもを説得できていますか。これをやらなければだめですよ。ここを事実と歴史に基づいて説得することです。うちは今日、子どもも来てい

ますけどね。成功している。(笑い)

いま、いろんな問題で問われている最後のぎりぎりの場面というのは、命なのか金なのか、私たちはどちらを選択するのかというところが問われているのです。私は、労働事件で非正規雇用の人や正規雇用の人でも本当にひどい状態で働いている人の事件をいっぱいやっています。もちろん金は大事です。生活していくうえで必要です。だけど、それでもあえていいます。命のほうがやっぱり大事なんです。そのことを私たちは問われているのです。そういう人たちにも、ほんとうに命さえ奪われようとしているときに黙っていないのかと問いかけます。ぜひみなさん、一緒になつて自分で声をあげましょう。一緒にたちあがりましょう。



300人が熱心に講演を聴いた

# 集団的自衛権行使容認に反対し秘密保護法とどう闘うか

2014年6月6日 レジユメ

中谷雄一

秘密保全法に反対する愛知の会共同代表  
名古屋共同法律事務所 弁護士

## 第1 現在の情勢

### 1 集団的自衛権行使容認の政府方針確認

―閣議決定の先延ばし、国家安全保障基本法の法案化の当面断念―個別法での対応へ

### 2 秘密保護法制定から集団的自衛権行使容認へ―安倍内閣の狙いと現段階

秘密保護法―国家安全保障会議（日本版NSC）と一体

秘密保護法は戦争する国をつくるための法整備の一環

### 3 最終目標としての自民党改憲草案

(1) 自民党改憲草案の内容と現状―どんな国を目指しているのか？

① 国土防衛、経済活動による国の成長、② 天皇の元首化 国旗・国歌・元号 復古 的色彩、主権在民の希薄化

### ③ 戦争放棄から安全保障へ

第9条、9条の2 個別的・集団的自衛権、国防軍、秘密保全法、軍法会議

25条の3 在外国民の保護

### ④ 基本的人権の公による制約

12条、13条 公共の福祉―公益及び公の秩序 人権の国益への従属

個人の尊重の放棄

18条 奴隷的拘束の禁止の削除 ― 9条改正とあいまって徴兵制へ

### ⑤ 制約のない経済的自由

22条（居住、移転及び職業選択等の自由等）

### ⑥ 緊急事態

第9章の新設 98条、99条 緊急事態措置への国民の服従

### ⑦ 改正手続き等

100条 憲法改正要件の緩和

102条 国民の憲法尊重擁護義務―立憲主義の無理解

### (2) 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画

2013年12月17日、国家安全保障会議―閣議決定

### ① 国家安全保障戦略

a 専守防衛―積極的平和主義、日米同盟強化

b 武器輸出三原則―輸出管理原則 「死の商人国家」へ

c 我が国と郷土を愛する心を養う―愛国心

### ② 防衛計画大綱

動的防衛力―統合機動防衛力構想 陸自に「海兵隊的機能」―水陸機動団

ミサイル発射等に対する対応能力の検討―敵基地攻撃能力保有

陸自―隊員数5,000人増（15万9,000人）、戦車 300両体制維持

海自―護衛艦6隻増 54隻、航空機20機増 170機

空自―戦闘機20機増 280機体制

ミサイル防衛―イージス艦2隻増 8隻

### ③ 中期防衛力整備計画（2014～2018）

総計24兆6700億円 大軍拡計画

（東日本大震災の被害総計 H23. 6. 24内閣府発表 1兆6兆9,000億円）

↓社会保障費 平成25年度 1兆10.6兆円（年金53.5兆円、医療36兆円、介護・福祉21.1兆円）

### (3) 当面の目標を明記した国家安全保障基本法―どこまで来ているのか？

国家安全保障基本法は何を定めようとしたものか？

- ① 国連憲章に定められた自衛権の行使（個別的・集団的自衛権） △
- ② 平和と安全確保のための秘密護法法制の整備（3条3項） ●
- ③ 国民の安全保障協力義務（4条）
- ④ 交戦権の肯定（8条2項－国際の法規及び確立された国際慣例に則り）
- ⑤ 国連憲章上の安全保障措置への参加（国連平和維持軍、PKO等）（11条） △
- ⑥ 軍需産業の育成、武器輸出入自由化（12条1項、2項） ●

\*秘密護法、武器輸出三原則撤廃により上記②⑥は実現。現在は、①の集団的自衛権行使容認を政府の憲法解釈で進めようとしている。

政府の当初方針は、憲法96条先行改正、国家安全保障会議設置⇨秘密護法制定、集団的自衛権行使容認（解釈改憲）、国家安全保障基本法制定により、立法で基本的な憲法破壊の既成事実をつくり、それを踏まえて、憲法改正へという方針。しかし、昨年の秘密護法に対する国民の反対により、方針を修正。集団的自衛権行使容認（解釈改憲）の閣議決定についても先延ばしをしなければならない状況。国家安全保障基本法は当面先延ばし。いずれも、秘密護法反対運動が、政権のくつむぎに影響を与えている。

## 第2 集団的自衛権行使容認とはどのような問題か？

### 1 政府による憲法9条解釈の変遷

- (1) ①憲法制定直後－自衛権（軍事、武力による自衛権の否定）
  - ②逆流－戦力にいたらざる実力による自衛権の行使は憲法9条の認めるところ
  - ③現在の政府見解（個別自衛権）の行使
- ∴自衛権行使の要件

①わが国に対する急迫不正の侵害があること

②この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと

③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合

### (2) 集団的自衛権についての政府見解

「国際法上、国家は、集団的自衛権 すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているとされています。わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然です。しかしながら、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、これを超えるものであって、憲法上許されないと考えています。」

（防衛省HP）

## 2 安保法制懇（安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会）報告書

### (1) 第一次安保法制懇（H20.6.24）

#### 4 類型の容認

#### ① 公海における米艦の防護

#### ② 米国に向かうかもしれないミサイルの迎撃

#### ③ 国際的な平和活動における武器使用

#### ④ 同じRO等に参加している他国の活動に対する後方支援

### (2) 第二次安保法制懇報告書

#### 6 要件で行使容認

- (1) 国会の承認は事前が原則だが、緊急の場合は事後も認める。
- (2) 密接な関係にある国が攻撃される
- (3) 放置すれば日本の安全に大きな影響を与える

(4) 攻撃された国からの明示的な支援要請がある

(5) 首相が総合的に判断する

(6) 第三国の領海などを自衛隊が通過する場合は許可を得る

報告書の提出↓国家安全保障会議（日本版NSC）4大臣会合↓首相が記者会見で「基本的方向性」の内容を説明。基本的方向性に添付する事例集も示す。

① 近隣有事での米艦防護、② シーレーン（海上交通路）の機雷掃海、③ 武力攻撃には至らない「グリーンゾーン」事態への対処、④ 国連平和維持活動（PKO）での武器使用基準の緩和、⑤ 外国での邦人救出などへの対応など

自民党の石破茂幹事長は13日午前の記者会見で、与党協議について「今週中にスタートする」との見通しを示す。

(3) 最大の問題は、「法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書といひながら、憲法論についての検討はなく、ほとんど学界で評価されていない独自説（西修説）を掲げるのみ。しかも、その解釈でさえ、首相会見では、「芦田修正」は採用しないと明言しており、憲法解釈変更の憲法上の根拠すら不明の状態

### 3 個別自衛権と集団的自衛権

(1) 国連憲章で初めて認められた集団的自衛権

\* 国連憲章上の集団的自衛権の行使要件

① 国連加盟国に対する武力攻撃

② 個別自衛権の行使可能な状況

③ 他国からの要請

④ 国連が集団的安全保障措置をとるまでの間

\* 歴史的経緯—冷戦構造により国連が機能しないことを懸念して憲章に入られた

(2) 日本国憲法制定—国連憲章が制定された後 この間に広島、長崎の原爆投下武力による平和から戦争放棄へ

従来の政府解釈—国連憲章上、日本も集団的自衛権を有しているが、憲法上

の制約（憲法が認めている自衛権は、自国が武力攻撃された場合の必要最小限の反撃は自衛権に基づき許される）から行使できない。—内閣法制局による憲法解釈の限界

自国ではなく、他国が攻撃された場合に武力による反撃を行うことは憲法が戦争を放棄し、非武装・交戦権否認の立場に立つ憲法が全く予想しないもの。

—保持する権利を行使するかどうかは、各国が決定するもの。  
保持する権利の自己制約は、法的な権利では普通に行われること。

国連加盟の際にも、自国の憲法の許す範囲での国連に協力するという前提での加盟  
集団的自衛権行使容認は、政府の解釈の変更などでできるものではなく、憲法の基本的性格を変えるもの。—歴代内閣法制局長官が、いずれも集団的自衛権を行使したければ、正面から憲法改正を提起せよと批判するのは、それを踏まえるもの。

憲法9条の法的な規範力は、集団的自衛権の容認により実質的意味は消滅する。  
憲法9条の実質的な廃止を目指すもの。—憲法改正阻止、9条を守るという意味での正念場

### 4 国民に問われるべき本質は何か？

ポツダム宣言受諾—日本国憲法制定 武力によらない平和か？  
米軍の属国として、一緒に海外で軍事力を行使する「武力による平和」を選択するかが問われている。

容認派は、仮定の戦争になった場合の話ばかりをする。反対派は、戦争にならないためにどうするかを議論している。

### 第3 秘密保護法と集団的自衛権行使容認との関係

1 国家安全保障会議の設置と一体として成立させたように、海外における武力行使ができる国にするために、秘密保護法を制定した。

2 秘密保護法の軍事国家化との関係

ア 軍事秘密の共有—情報の収集と秘密漏洩の防止

## イ 軍事国家―監視国家、秘密国家化（治安立法）の性格

### 3 秘密保護法の影響

#### (1) 主権者国民への影響

主権行使の前提としての国の重要な方向性に関わる秘密が国民に知らされない。主権を正しく行使できない！情報の流れの制限（民主主義の前提条件）

#### (2) 社会の変質

政府が問題視する市民が監視の対象とされる。

公安警察、情報保全隊による市民監視、共謀罪、盗聴法の拡張

秘密国家、監視国家となる。―社会から自由が奪われる。

#### (3) 職場の変質

適性評価により信用できない職員と信用できる職員の区別。職場に差別と選別が持ち込まれる。

## 第4 憲法破壊、独裁国家化への戦略

### 1 マスコミ対策

読売・産経による右より世論の形成、ネット右翼による風潮の形成

周到に準備された、マスコミ対策―反対世論を形成させないための布石

\*首相とメディア経営者との会食、TBSが自民党から一時的に取材拒否通告、

民間放送の一斉免許更新（2013年）―報道ステーション（原発放射線被害者

インタビュー―環境省による見解発表、それを踏まえた古館キャスター降ろし）、

秘密保護法特集を組もうとしていた女性週刊誌への政府の取材要請（事実上の圧

力）―秘密保護法対策弁護団声明（毎日新聞報道）

### 2 ナショナリズム・世論の煽動

対外的緊張関係を煽り―それを背景にナショナリズムをかき立て、軍事的な準備態勢を受け入れさせる状況づくり

\*中国―尖閣諸島、韓国―竹島、米国による戦後のあいまい戦略と周辺諸国との意図的な紛争の種 相互に国内の統合のために外国との緊張関係を利用―相互依存

### 3 小選挙区制の導入による国会内多数派の形成

国民の少数で人為的な多数派形成―戦後一度も作られなかった改憲派の国会内3分の2を形成させた要因―政治改革という名で長期保守政権に飽きた国民を「改革」という名で煽動して、国民の支持により国政を歪めた。

#### 4 進められようとしている反国民的な政策

(1) 国会内多数派及び作られた世論により、多くの国民が支持しない政策を強引に推進

ア 労働法制の改悪―労働基本権の軽視、無視

イ 社会保障の改悪―健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生活保護でのパッシング現象）―国民のセイフティネットの破壊

ウ 教育の首長による政治統制―戦後民主化の柱だった教育の民主化の骨抜き

エ 利益追求の絶対的自由の保障―巨大な格差の存在

### 第5 このような現状を生み出した要因はなにか？

1 要因としての社会主義圏の崩壊と資本主義に対抗する運動圏の自信と影響力の低下

総資本としての譲歩を迫られる理由がない。残るのは、あくなき利益追求のみ。

知識人は展望を語れなくなっている。

2 労働組合の影響力の低下―政治路線の限界、組織率の低下、それに替わる抵抗

主体が存在しない。―バラバラにされた個人が強引な権力行使の前に無力感を感じている。

### 第6 状況を変え、憲法破壊を阻止し、反国民的な政治を許さないために

#### 1 秘密保護法反対運動の教訓

(1) 国民的な反対運動は、政権の政策展開に影響を与えつつある。国民世論を盛り上げることの重要性。

(2) 反対の世論の地域的広がり

国会前だけの反対運動ではなかった。―全国各地に拡がった運動。地域から、

地方から運動をつくることの重要性

(3) マスコミの反対キャンペーンとの相互作用による世論喚起の効果

2 反対運動が拡がった原因

(1) 内容の酷さ―民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の日本国憲法の3原則に反する違憲の立法

以上

(2) 立法手法としての反民主制―非公開、公聴会の無視、強行採決

3 秘密保護法反対運動が反対した市民に残したもの

国会内情勢がどうであれ、国民の間にこれに反対する世論を作ることとは可能だ  
という経験

4 愛知の会での経験から

―早期からの取り組み

\*学習会―100回を超える学習会 危険性を知った人が自主的に自覚的に自らの工夫で運動を広げたこと、これまでの運動幅を超える市民、団体を集め得た。

\*定期的・継続的な街頭宣伝、ビラ配布―1年半 チラシとハンドマイクの運び手のみを決定して、後は自主的参加。\*機関誌「極秘通信」

「日本の政治史上に残る運動」(奥平康弘)―実感。

\*弁護士会との共同による市民の信頼

\*教訓―学習会や機関誌、継続的街宣の重要性

自由な個人による市民運動の可能性とネットワーク化―「新たな統一戦線」方式

5 地方、地域から現在の政府が進めようとしている政策の反国民性、憲法破壊の内容の酷さと限界を超えた立憲主義破壊。反民主的手法を広く伝えること。

市民の側に存在する有利さ―圧倒的な個別的なコミュニケーションの豊富さ

個人が周囲に働きかけること、危険を知った一人一人が学習会を組織し、自発的・自立的な運動を立ち上げ、それをネットワークでつなぐことによって、運

動の効果を広げること、全国各地域で、世論を変えていくことができれば、改憲派の力は失われる。

今問われていることは、金か生命か。そのことの本質を伝え、ともに立ち上がる人々を大きく広げること。

秘密パンフレット No 1

2014年11月9日発行

---

**集団的自衛権行使容認に反対し、秘密保護法とどう闘うか**

講演者：中谷雄二

編集・発行；秘密保全法に反対する愛知の会

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050 Eメール no\_himitsu@yahoo.co.jp

ブログ <http://nohimityu.exblog.jp>

---

カンパ 100円